

公益社団法人日本社会福祉士会 認定社会福祉士登録機関設置運営規程細則

2013年11月16日制定
認定社会福祉士登録機関 細則第1号
最終改正 2021年9月18日

公益社団法人日本社会福祉士会認定社会福祉士登録機関設置運営規程（2013年11月16日規程第1号）（以下「規程」という。）第6条第4項並びに第13条第4項に基づき、認定社会福祉士及び認定上級社会福祉士の登録及び登録更新その他に関して必要な事項を定める。

第1章 登録手続き

（登録事項）

第1条 規程第6条第1項及び規程第15条第1項に定める登録事項（以下「登録事項」という。）は次のとおりとする。

- （1）氏名
- （2）社会福祉士登録番号及び社会福祉士登録年月
- （3）認定社会福祉士又は認定上級社会福祉士の登録番号
- （4）日本におけるソーシャルワーカーの職能団体で倫理綱領と懲戒の権能を持つ団体として認定社会福祉士認証・認定機構（以下「機構」という。）が認める団体への加入とその団体における会員番号
- （5）認定社会福祉士又は認定上級社会福祉士として合格した年月日
- （6）認定社会福祉士又は認定上級社会福祉士として登録及び更新した年月日
- （7）認定社会福祉士として認定された分野
- （8）認定社会福祉士として認定分野の追加登録をした年月日
- （9）生年月日及び性別
- （10）現住所
- （11）勤務先

（登録及び更新等の申請）

第2条 認定社会福祉士並びに認定上級社会福祉士の登録及び更新を受けようとする者又は認定社会福祉士の分野を追加しようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の期間に、認定社会福祉士・認定上級社会福祉士登録（分野追加・登録・登録更新・再登録）申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、機構が定める認定社会福祉士制度認定規則施行細則の規定により公布された有効期間内の合格証（以下「合格証」という。）及び第3条第1号から第4号及び第5号から第7号に定める登録料（以下「登録料」という。）を添えて、公益社団法人日本社会福祉士会認定社会福祉士登録機関の長（以下「登録機関の長」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項に定める所定の期間とは、毎年2月1日から2月末日までとする。
- 3 規程第6条第4項及び第15条第4項の規定により再登録を受けようとする者（以下、「再申請者」という。）は、認定社会福祉士・認定上級社会福祉士登録（更新登録）申請書に、第3条第4号及び第7号に定める登録料を添えて、公益社団法人日本社会福祉士会認定社会福祉士登録機関の長に提出しなければならない。
- 4 前項の申請は随時行うことができる。
- 5 登録機関の長は、第1項及び第3項に係る申請内容について、申請者及び再申請者の所属する団体並びに関係機関に対して調査を行うことができる。

（登録料）

第3条 登録料の額は、次の各号とおりとする。

- (1) 認定社会福祉士の初回登録 20,000円
- (2) 認定社会福祉士の分野の追加登録 5,000円
- (3) 認定社会福祉士の更新登録 10,000円
- (4) 認定社会福祉士の再登録料 10,000円
- (5) 認定上級社会福祉士の初回登録 20,000円
- (6) 認定上級社会福祉士の更新登録 10,000円
- (7) 認定上級社会福祉士の再登録料 10,000円

- 2 申請者は前項の登録料を申請期間内に登録機関の長の指定する口座へ振り込むものとする。
- 3 振込手数料は申請者の負担とする。
- 4 一度納入された登録料は理由の如何に関わらず返還しない。

（登録の承認）

第4条 登録機関の長は、第2条の申請があったときは、登録事項の内容について確認した上で、要件を満たしていると認めるときは、認定社会福祉士名簿に登録する。

- 2 登録機関の長は、確認の結果、登録すべき要件をすべて満たしていないと認めるときは、その理由を付し通知する。

（登録事項の変更の届出）

第5条 認定社会福祉士及び認定上級社会福祉士は、登録を受けた事項に変更があったときは、登録事項変更届出書（様式第2号）を登録機関の長に提出しなければならない。

（調査）

第6条 登録機関の長は、登録事項の内容について、申請者及び所属する団体並びに関係機関に対して調査を行うことができる。

- 2 登録機関の長は、登録されている者が加入する職能団体に当該本人の団体加入の状況その他登録に関して必要な事項について報告を求めることができる。
- 3 登録機関の長は、調査の結果と登録事項との間に相違が認められた場合は、登録者本人に対し登録事項の変更の届出をするよう指示することができる。

- 4 登録機関の長は、調査の結果が認定審査の事項に関わる場合は、機構が設置する認定社会福祉士認定委員会に報告するものとする。

第 2 章 登録証の交付

(交付)

第 7 条 登録機関の長は、規程第 8 条、8 条の 2 及び第 17 条に基づき、登録を承認した認定社会福祉士及び認定上級社会福祉士に対して登録証（様式第 3 号・様式第 4 号）を交付する。

(登録内容の変更に伴う再交付)

第 8 条 登録証の記載事項の変更による再交付を受けようとする者は、第 5 条の登録事項の変更届とともに再交付申請書（様式第 5 号）に変更前の登録証と再交付の手数料を添えて登録機関の長に提出しなければならない。

- 2 前項の登録証の再交付の手数料は、6,000 円とする。

(登録証の紛失等に伴う再交付)

第 9 条 登録証の紛失・汚損により再交付を受けようとする者は、再交付申請書に再交付の手数料を添えて登録機関の長に提出しなければならない。

- 2 前項の登録証の再交付の手数料は、6,000 円とする。
- 3 認定社会福祉士等は、紛失により第 1 項の申請をした後、失った認定社会福祉士登録証を発見したときは、速やかにこれを登録機関の長に返納しなければならない。
- 4 認定社会福祉士等は、汚損により第 1 項の申請をするときには、汚損した認定社会福祉士登録証を添付するものとする。

(返納)

第 10 条 認定社会福祉士及び認定上級社会福祉士が、登録の有効期間内にその登録を取り消された場合には、登録証を登録機関の長に返納しなければならない。

第 3 章 登録名簿の公表

(公表)

第 11 条 規程第 7 条第 2 項及び第 16 条第 2 項の規定に基づく登録機関の長が公表する名簿は、名簿の登録事項の内、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 日本におけるソーシャルワーカーの職能団体で倫理綱領と懲戒の権能を持つ団体として機構が認める団体への加入とその団体名
- (3) 認定された分野
- (4) 勤務先

- 2 登録事項の公表の方法は、日本社会福祉士会公式ホームページ上とする。

附 則

この細則は、理事会の承認の日（2013年11月16日制定）から施行する。

附 則

この細則は、公益社団法人日本社会福祉士会の理事会の承認の日（2014年8月23日改正）から施行する。

附 則

この細則は、公益社団法人日本社会福祉士会の理事会の承認の日（2015年7月11日）から施行する。

附 則

この細則は、公益社団法人日本社会福祉士会の理事会の承認の日（2017年3月18日改正）から施行する。

附 則

この細則は、公益社団法人日本社会福祉士会の理事の承認の日（2017年10月21日改正）から施行する。

附 則

この細則は、公益社団法人日本社会福祉士会の理事の承認の日（2018年5月19日改正）から施行する。

附 則

この細則は、公益社団法人日本社会福祉士会の理事会の承認の日（2019年8月10日改正）から施行する。

附 則

この細則は、公益社団法人日本社会福祉士会の理事の承認の日（2020年11月21日改正）から施行する。

附 則

2021年5月15日改正、施行

附 則

2021年9月18日改正、施行

20 年 月 日

認定社会福祉士登録機関
機関長様

社会福祉士登録番号： _____

申請者氏名： _____ (印)

認定社会福祉士・認定上級社会福祉士の登録(分野追加・登録更新・再登録)
申請書

認定社会福祉士登録機関設置運営規程細則に基づき、下記書類を添えて、
認定社会福祉士・認定上級社会福祉士の登録(分野追加・登録更新)を申
請します。

認定社会福祉士・認定上級社会福祉士として登録名簿に登載するに際し、
上記の書類のうち「氏名」「勤務先名」「所属する職能団体名」「認定分野」
について、情報開示に同意します。

記

- 別紙1：認定社会福祉士・認定上級社会福祉士 登録申請書
- 別紙2：認定社会福祉士・認定上級社会福祉士 合格証の写し
- 別紙3：登録料の振込票の写し

(別紙1)

※受付番号 _____

(※は記入しないでください)

認定社会福祉士・認定上級社会福祉士 登録（分野追加・登録更新・再登録） 申請書

申請年月日	20 年 月 日
(ふりがな) 申請者氏名 ^{注1}	() ®
登録証/公表氏名 ^{注2}	
社会福祉士登録	登録番号：第 号 登録年月日：20 年 月 日
職能団体加入 (該当する団体にチェックを 付け、会員番号を記載す る)	<input type="checkbox"/> 1. 日本社会福祉士会:No, _____ (_____ 社会福祉士会) <input type="checkbox"/> 2. 日本医療ソーシャルワーカー協会:No, _____
登録に係る事項	
申請の区分	<input type="checkbox"/> 1. 認定社会福祉士 <input type="checkbox"/> 2. 認定上級社会福祉士
	<input type="checkbox"/> 1. 登録 <input type="checkbox"/> 2. 分野追加 (認定社会福祉士登録番号： _____)
	<input type="checkbox"/> 3. 登録更新 (認定・認定上級社会福祉士登録番号： _____)
	<input type="checkbox"/> 4. 再登録
認定分野 ^{注3}	() 分野 () 分野
申請者に係る事項	
生年月日	年 月 日
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
自宅住所	〒 _____ 住所：
同 Tel・Fax メールアドレス	Tel：
	Fax：
	E-mail：
勤務先名	
所属部署名	
職名	
勤務先住所	〒 _____ 住所：
同 Tel・Fax メールアドレス	Tel：
	Fax：
	E-mail：
連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先

注1：申請者氏名は、戸籍の氏名を記入してください。

注2：登録証や公表に旧姓など通称を使用する場合は、「登録証/公表氏名」に記入してください。

注3：認定社会福祉士の分野は、「高齢」「障害」「児童・家庭」「医療」「地域社会・多文化」の5分野から該当する分野を選択してください。

注4：申請書の記載内容について「認定社会福祉士登録機関設置運営細則第2条第3項」に基づいて、所属団体及び関係機関に調査・照会することがあります。

(様式第2号) 認定社会福祉士・認定上級社会福祉士登録事項変更届出書

年 月 日

認定社会福祉士登録機関
機関長 _____ 様

認定（上級）社会福祉士登録番号： _____

申請者氏名： _____ ㊟

認定社会福祉士・認定上級社会福祉士の登録事項変更届出書

認定社会福祉士登録機関設置運営規程細則第5条に基づき、下記書類を添えて、認定社会福祉士・認定上級社会福祉士の登録事項の変更について届けます。

認定社会福祉士・認定上級社会福祉士として登録名簿に登載するに際し、上記の書類のうち「氏名」「勤務先名」「所属する職能団体名」「認定分野」について、情報開示に同意します。

記

○別紙1：認定社会福祉士・認定上級社会福祉士 登録事項変更届書

○別紙2：認定（上級）社会福祉士登録証（原本）（登録証記載事項に変更がある場合）

(別紙1)

※受付番号 _____

(※は記入しないでください)

認定社会福祉士登録・認定上級社会福祉士登録事項 変更届出書

届出年月日	年 月 日
変更年月日	年 月 日
認定(上級)社会福祉士登録番号	第 _____ 号
生年月日 (満年齢)	年 月 日 (_____ 歳)
申請者氏名	_____ ⑩
チェック欄	変 更 事 項
(ふりがな) 変更前氏名	(_____)
(ふりがな) 変更後氏名	(_____)
職能団体加入 (該当する団体にチェックを付け、 会員番号を記載する)	<input type="checkbox"/> 1. 日本社会福祉士会: _____ (_____ 社会福祉士会) <input type="checkbox"/> 2. 日本医療ソーシャルワーカー協会: _____
性別	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女 (チェックを付けてください)
自宅住所	〒 _____ 住所:
同 Tel・Fax	Tel :
メールアドレス	Fax :
	E-mail :
勤務先名	
所属部署名	
職名	
勤務先住所	〒 _____ 住所:
同 Tel・Fax	Tel :
メールアドレス	Fax :
	E-mail :
連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先
手数料振込日 (登録証記載 事項に変更がある場合)	

注 変更事項についてチェック欄にチェックを入れ、当該事項について変更後の内容を記載してください。

認定社会福祉士 (分野)

登 録 証

氏 名 [] 殿

社会福祉士登録番号 []

貴殿は、認定社会福祉士認証・認定機構が定めた認定社会福祉士認定審査に合格し、認定社会福祉士登録機関設置運営規程第7条の規定により登録したことを証する。

認定社会福祉士登録番号 []

登録回数及び有効期間 () 回目

自 年 月 日

至 年 月 日

初回登録日 年 月 日

[○○分野登録日 年 月 日]

年 月 日

認定社会福祉士登録機関

機関長 []

認定上級社会福祉士
登録証

氏 名 [] 殿

社会福祉士登録番号 []

貴殿は、認定社会福祉士認証・認定機構が定めた認定社会福祉士認定審査に合格し、認定社会福祉士登録機関設置運営規程第14条の規定により登録したことを証する。

認定上級社会福祉士登録番号[]

登録回数及び有効期間 () 回目

自 年 月 日

至 年 月 日

初回登録日 年 月 日

年 月 日

認定社会福祉士登録機関

機関長 []

(様式第5号)

認定社会福祉士登録機関
機関長_____様

認定社会福祉士・認定上級社会福祉士の登録証再交付申請書

申請日： 年 月 日

申請者氏名： _____ ㊞

認定社会福祉士登録機関設置運営規程細則に基づき、下記の理由により再交付を申請します。

社会福祉士登録番号	
認定（上級）社会福祉士 登録番号	
(ふりがな) 氏 名	()
現 住 所 等	〒□□□-□□□□ Tel : ()-()-() Fax : ()-()-() E-mail _____@_____
理 由	

注1：理由には、登録事項の変更、紛失、汚損の別とその理由を記入してください。

注2：所定の手数料の額を振込してください。

注3：登録事項の変更、汚損の場合は、登録証（原本）を添付してください。